

◎藤木卓一郎君（拍手）登壇＝おはようございます。自民党会派の藤木卓一郎でございます。

質問に入ります前に、ことし十月末に私たちの大先輩であられます富崎一巳先生が亡くなられました。佐賀県議会の副議長まで就任され、本当に惜しまれながら引退されてからも、前の知事である古川康代議員との御縁であるとか、地元鍋島との御縁もあって、西久保議員さんの質疑の日には必ずこの議会の傍聴席にお座りになり、ほかの議員も含めて熱心にその質疑を聞いておられました。

先生は、親子二代にわたって県勢の発展に大いに貢献されたすばらしい政治家だったと思います。さきに亡くなられた水田唯市先生、吉田欣也先生とともに心より御冥福をお祈り申し上げ、先生が傍聴席に今おられると思って、全ては県勢浮揚のために誠実に質疑に取りかかりたいと思います。

まず一番目、土地利用型農業の振興についてという問いであります。

本県では、整備の進んだ水田を活用し、米、麦、大豆を組み合わせて生産性の高い土地利用型農業が展開されております。特に大豆につきましては、近年相次ぐ気象災害や排水不良などにより収量が大きい伸び悩んでおります。

しかし、さはさりながらも、機械化された作業体系で簡易に生産できることや、経営所得安定対策による交付金などを考えると、農家側にもそのメリットも多く、大豆については今後も安定的に生産できるよう、本県としても収量増に向けた対策を進めていかねばならないというふうに思っています。

また、本県農業の担い手は年々減少しており、どれくらい減少しているかというふうにいえば、平成二年に四万三千人の農家が二十五年後の平成二十七年には二万四千人まで減り、そのうち五八％が六十五歳以上ですから、現在ある本県の四万六千ヘクタールもの農業振興地域としての水田を、耕作放棄地にせず、美しい圃場のまま次の世代、そして、さらにその次の世代に引き継いでいくためには、人力から機械力への転換が速やかに図られていく必要があります。

そういう意味でも、土地利用型農業を支える平野部における中核農家の育成はもとより、既に荒廃田に覆われ始めている中山間地域の中核農家の支援はまさしく待ったなしの状況であります。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

土地利用型農業に係る県単事業の支援のあり方についてということであります。

土地利用型農業の担い手の数が減少し続けております。来年は、平成二十七年から改めて五年が経過した農業センサスの年でもあります。

農業者の担い手不足及び高齢化はいよいよ進んでいるはずであって、この土地利用型農業の担い手不足及び高齢化対策については、早急に、そして大規模に対策を講じないと農地は荒れ果て、佐賀平野の美しい景観は次の世代には残せないものと思われまます。

同じ作付面積で四年前のデータですが、二十五年間の間に四三％の労働力が失われております。現存する労働力の五八％が、他産業であれば引退される六十五歳以上の高齢者です。失われた労働力を回復し、将来に備えるためには、機械力に頼るほかないということです。

期間労働の偏在性の問題もあって、土地利用型農業、特に家族農家に外国人の労働力を活用することは、対策として余りにも飛躍的であります。それでは、その機械購入については当たり前の話であります。自己資金で対応すればよさそうであります。原則は当然そうなんですね。しかし、そういうわけにもいかない場合があるんであります。

例えば、将来、集落内において六ヘクタールの耕作放棄地が見込まれています。その耕作を請け負いたいのですが、能力の小さい機械では当然適期内にまくことはできません。適期をはるかに超えて作付しても、それは植えるだけ、まくだけの収量の見込めないただの過剰作付にすぎません。

しかし、だからといって、みずからが耕作する以上の能力を持つトラクターや田植え機械等を購入して将来に備えても、その過剰投資に厳しい農家の家計がもたないのであります。

やる気はあるのに、そして、農家としての能力や技術もあるのに機械力が確保できないので、現状の経営に甘んじ、結果、いずれ息子は離農するというのが今の営農の流れということでもあります。

人的労働力に余力のある中規模の土地利用型専業農家に対し、公金で過剰投資分を補ってあげられれば、今よりも作業能力に余裕のある経営を行うことができ、リタイアした農家の農地をしっかりと

安心して引き受けることができるようになります。そして、その結果として、地域の水田や集落そのものが美しい景観とともに維持されるようになるというわけであります。

県でも、過去においては、当然そういう考えを持っておりました。持っておりましたからこそ、過去の県の土地利用型農業への支援策としては、生産性の高い農業経営体の育成を目指して、八ヘクタール以上の大規模経営を目指すモデル農家に対して、平成十六年度から平成十九年度まで百四十八経営体に対し、トラクターやコンバイン等の導入を補助されたことがあります。

今から振り返ってもあの事業は、当時四ヘクタール程度の農家が今後の経営を大規模に転換する上で、また、集落における柱となる担い手をつくる上で本当に有効であったと感じています。あれがあったからこそ今の今だというふうにも感じています。

しかし、その後、国の事業に類似の事業が創設されたので、土地利用型農業に関する機械及び施設の補助については政府に移管しますということまで今に至っているわけでありますが、実際のところ、個々の農家にとってみれば、政府の課す要件は尋常ならざる要件でありました。その要件の厳しさから、あれから十年、その事業の恩恵を受けた個々の農家はほぼいないと言えます。

実際には、集落の担い手不足や高齢化はますます深刻の度合いを深めているのに、その事業の必要性や緊急性はいよいよ高まっているのに、県は、私ども自民党農業議連の政府及び自民党に対する要望、陳情において、この後継というか、類似の事業たる産地パワーアップ事業の採択要件緩和については、その必要性を完全に理解して、一緒になって必死に努力していただくのに、いざ、みずからが事業主体となれば全く及び腰になるというのは、集落や農家を置き去りにした施策上の自己矛盾だと思わざるを得ません。

中山間地における土地利用型農業は、いよいよ瀬戸際です。県は、中山間地域に対して県単の補助を残してまいりました。しかし、農家三戸以上の共同要件を付しており、全くもって取り組みにくい事業となっております。

農家の実情から見ると、農業はそもそも天気の兼ね合いである仕事なので綿密な計画ができがたく、主力な機械は必要なときにはいつでも対応できるようにしておくものであります。本来、話し合いにおける順番が成り立つものではないのであります。

そこで、改めて知事にお伺いします。

現下のこの農業情勢を鑑み、佐賀県のこれからの土地利用型農業の担い手を育成するためにも、県独自で意欲のある農家個人に対する支援を再開してほしいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

大豆の生産対策についてということであります。

県と農業団体とで進める「佐賀段階 麦・大豆一トンどりプロジェクト」の目標は、小麦で十アール当たり六百五十キロ、大豆で三百五十キロとされております。

大豆の収量は、作物統計によりますと、近年十アール当たり三百五十キロの目標に対して、二百キロを下回る状況であります。ことしはいよいよ最悪です。ことしも八月の佐賀豪雨による浸水や、九月の台風十七号による潮風被害とでもいうべき塩害などによって収量は全く思わしくないという話を聞いており、一トンどりプロジェクトの目標はなかなか難しいどころか、今となってみれば、この三百五十キロは全く現実感のない目標になってしまっているようであります。

それでも土地利用型農業を支える担い手の所得を少しでも上げていくためには、減反制度が廃止された今でも農地の約四割が、WC S等もありますので四割とまでは言えませんが、その四割が大豆の生産なので、安定生産に向けた取り組みは今では営農上の喫緊の課題と言えます。

県は、大豆の収量低下の原因はとの問いには、今までは必ず大豆栽培の基本技術の徹底と排水対策の推進と農家側の努力不足によるものですと言わんばかりの回答でしたが、本当にそうなのか。この大豆の収量低下の問題について県はどのように捉え、今後、その対策にどのように取り組んでいくのかお伺いします。

この問いの最後ですが、排水機場の能力アップについてということです。

本県では、これまで主に米、麦、大豆の作付を中心とした土地利用型農業の振興を図るために、農業基盤整備事業により用排水路網の整備や排水機場の造成を行うなど、農業用水の確保とあわせて排

水対策を実施されてまいりました。

また、洪水調節機能の保全を図るために、国営総合農地防災事業や県営クリーク防災機能保全対策事業で幹線的なクリークの護岸整備等が実施されております。

しかしながら、近年、集中豪雨が頻発している中で、宅地化などの土地利用の変化もあることから、雨水を最終的に河川に排水する排水機場周辺で湛水している状況が多く見受けられます。また、排水機場周辺での恒常的湛水を避けるために、半ば不合理とも思える排水慣行が今なお残り、結果、地域全体が湛水しているようなところも残っています。

私は、今後とも大豆などの畑作物の安定生産を図っていくためには、排水対策として、まずは排水機場の能力アップこそが必要であると考えます。農林水産部長に御所見をお伺いいたします。

次に、イノシシの捕獲対策についてということであります。

先日、地元の猟友会の皆さんとイノシシ駆除の現状についてお伺いし、勉強しました。年間百頭以上捕獲する青年は、昼間仕事をしているので、夜間にイノシシの捕獲活動に従事しているとのことでした。百頭とっている方です。月明かりもない真っ暗闇の中で箱わなを巡回し、餌をやり、捕獲できていたら殺し、解体して埋設する。

解体するといっても、一頭のイノシシには一万匹以上のダニがいるそうです。もちろん刺されますが、アレルギー体質の方が、イノシシにつくダニに刺され続けると、なぜか牛の肉のアレルギーになって、牛肉が食べられなくなるそうであります。

また、簡単に埋設するといっても、山は平野部の圃場と違って木の根や岩に覆われている中、剣スコップも刺さらず、五十キロ前後のイノシシを埋設する労力とはんでもないものだと言われるその姿を前に、ただひたすらに、本当にただひたすらにありがとうございますと、本当に御苦労さまですと感謝するしかないと感じたところでありました。

また、小城町のイノシシは、この四名の方たちで、四名の方たちだったんですけれども、現在、三百頭以上捕獲していただいておりますが、うち二名の方はかなり年齢も高く、十年先はおるか、五年先まではとても捕獲作業を続けることはできないということでありました。

この際調べてみましたが、狩猟免許所持者の数も漸減しているだけではなく、その年齢構成を見ると、六十歳以上の方が全体の六五％、三十九歳以下の方が一一％と、極端な担い手不足となっており、このまま手をこまねいていけば、近い将来、必ず捕獲従事者の不足により捕獲対策が行き詰まることはもう自明の理であります。

また、彼らの苦勞に報いる捕獲報償金については、県の捕獲報償金が十一月から三月までは交付されないということ、国の報償金が成獣と幼獣、いわゆるウリボウですけれども、成獣とウリボウでは交付単価に極端な差があって、成獣をとれば七千円に対してウリボウは千円であります。殺して解体する価値もないと放してやる者たちさえいるということ、一匹のウリボウを野放しにしたその報いは、十年の生殖活動の果てに数百匹の機会損失を与えるのかもしれない。

実際、現場では成獣になる前のウリボウが捕獲しやすいということですから、幼獣の交付単価を見直すなどしてウリボウを先にとり尽くしたほうが経年の結果を見れば、捕獲対策としては明らかに効果的であると見るべきであります。

現在、中山間地域では多くの田畑にワイヤーメッシュが張りめぐらされて、そのことが農作物の被害対策には一定の効果をあらわしてきたのも事実です。データを見れば明らか。しかし、イノシシによる農作物の被害金額が、ここ数年下げどまりの傾向にあることを考えると、やはり駆除するほかに、ウリボウも含めイノシシ全体の捕獲対策を中長期的視野に立って強化していくべきだと思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

捕獲報償金についてであります。

今後の有害鳥獣対策について言えば、私は、イノシシの生息数を大幅に減らすための捕獲対策の取り組み強化が必要であると考えています。そのためには捕獲従事者に対しインセンティブを与えるべく県単独事業の捕獲報償金の交付のあり方を再検討するべきときに来ていると思うがどうかということ。

そしてまた、ウリボウの捕獲対策を強化するために、国庫事業の七千円と千円との違いを踏まえ、国庫事業については成獣と幼獣の捕獲報償金の格差をなくすべく国に対して強く要望するべきではないのかということについてお伺いします。

そして、この問いの最後になりますが、イノシシを捕獲する従事者の育成についてということです。

捕獲従事者の高齢化が進み、また担い手となるべき若い捕獲従事者がほとんどいない中、これを育成することは本県の鳥獣被害対策の喫緊の課題、最重要の課題であります。本県はこの点についてどのように取り組んでいくのか、農林水産部長にその御所見をお伺いいたします。

それでは、問いの三です。健康増進法の改正に伴う分煙環境整備についてということであります。

改正健康増進法の施行に伴い、全国的に官公庁や公共施設、病院、大学等の喫煙場所の廃止が相次いでおります。たばこを嗜好品として捉え、楽しんでいる喫煙者からは、余りにも行き過ぎた対応であると、行政に対する不満と不信が渦巻いています。

まず、基本的なおさらいをしておきますが、改正健康増進法は決して禁煙法ではない、受動喫煙防止法であるということであります。厚生労働省による「健康増進法の一部を改正する法律」の概要を見てみますと、この法律の目的は、まず望まない受動喫煙を防止すること、二つ目は健康に対する影響の大きい子供や患者に特に配慮するということ、そして最後に、そのための喫煙場所の特定と喫煙場所の掲示の義務づけを行うこととなっています。

そして、国及び地方公共団体の責務についての中の一の三には、この一の三までに至る過程をここで説明するのは大変ですが、お話はちょっとわかりにくいかと思いますが、地方公共団体の責務についてという項の中に、その一の中に一、二、三とあって、その三番目には「屋外における分煙施設」の項に、ちゃんとあるんですね、「屋外における分煙施設」の項というのが。地方公共団体の責務という項の中に「屋外における分煙施設」の項というのがあって、その項の中には「屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。」と規定されています。

つまり、法の趣旨は、分煙環境の整備を進めることであり、望まない受動喫煙を防止するために、原則敷地内禁煙としますが、例外的に屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所では表示された喫煙所を設置することができ、そのためには地方財政措置による支援を行いますよということであります。

県内には喫煙者は二十歳以上の有権者として十二万人もいます。そして、この方々は平成三十年の決算統計によりますと、たばこによる納税だけで年間市町に約六十億円、本県には九億七千万円、合わせて年間約七十億円もの巨費を納税してくださる方々であります。十年で七百億円であります。県や市町にとってたばこ税は本当に貴重な財源となっているのは聞いてのとおりでございます。さらに言えば、たばこの栽培農家を初め、たばこ産業の振興もまた県の重要な施策の一つなのであります。

私は行き過ぎた禁煙が進み、たばこの消費が急激に減少することは県や市町の財政、たばこ農家等の暮らしにも深刻な影響を与えかねないと危惧しております。私は、受動喫煙を防止する対応においても、やはりバランスが大切だと思えます。

例えば、県庁舎を初めとする県有施設では、敷地内の全面禁煙が実施され、受動喫煙をしない環境が今まさに実現しております。今まさしく受動喫煙者の権利が確保されたならば、今度は喫煙者への配慮がなされ、受動喫煙の可能性のない屋外における喫煙の環境がしっかりと実現される順番であるはずであります。そうでないと、吸うところがなくなった喫煙者たちは、大勢で近くのコンビニの灰皿にたむろして、まるで行政が大人としての尊厳を奪っているかのようであります。まあ僕の言葉で言えば、何だかいじめられているようでもあります。

本来、たばこはそんなふうにして楽しむものでもないのに、あらゆる原則には例外がつきものです。そして、この例外を生かすからこそ、原則が守られるものだということを踏まえて、さまざまな人々が訪れる施設については、原則禁煙の趣旨に照らして、全面禁煙ではなく原則禁煙の趣旨に照らして、行き過ぎた全面禁煙ではなく、受動喫煙の可能性のない場所においては、例外として喫煙環境の整備を推進していくことこそが重要であると考え、次の点についてお伺いします。

分煙環境の整備についてということであります。

県では、分煙環境の整備について、今後どのように取り組んでいくのかお伺いします。

二つ目、市町の庁舎、ここでは市町の庁舎と言ってしまうかもしれませんが、本当の趣旨は市町が所有する施設の状況についてということであります。市町の庁舎の対応状況はどのようになっているのか、健康福祉部長にお伺いいたします。

この問いの最後になりますが、県庁舎を初めとした県有施設への対応についてであります。

県庁舎を初めとした県有施設の敷地内では、本年七月一日から全面禁煙とされておりますが、これを見直し、分煙施設を設置するよう検討すべきと考えておりますが、この点については総務部長に御所見をお伺いいたします。

それでは、問いの四です。デイサービスでの機能回復訓練の強化についてということでございます。

全国的に少子・高齢化が進んでいることは皆さんも御承知のとおりです。本県でも全国平均を上回るペースで高齢化が進んでおり、団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年、六年後、高齢者人口が本県でもピークを迎え、後期高齢者人口は二〇三五年まで増加し続ける見込みとなっております。このような中、「第七期さがゴールプラン21」を策定し、全ての高齢者が住みなれた地域で安心して生活でき、元気に活躍する明るく豊かな地域共生社会の実現を目指す本県では、その目標達成のために自立支援及び介護予防の推進をテーマに、県内の介護事業所を通じてさまざまな取り組みが進められております。

そこで、先日、文教厚生常任委員会の隣県視察で大分県にお邪魔しました。その際、まさに本県でもお手本とすべき自立支援サービスの現場に出会い、貴重な学びの機会を得ました。

視察したそのデイサービス事業所では、利用者さんを、もとの健康な日常生活に戻したい。そして、その思いを実現するためには、利用者様の身体能力の回復を支援することこそ、デイサービス事業のあるべき姿であるという理念を掲げ、現場においては歩行訓練など、身体機能の回復に重点的に取り組まれている様子。それも生き生きと楽しそうに取り組まれている様子を見て、私はデイサービスとは、利用者が集まっておしゃべりをしたり、お手玉をしたりなど、単にふだんの生活の延長でしかない、そういう施設だと思っておったので、本当に驚きと称賛をもって見学させていただきました。

一方で、県内のデイサービス事業所では、やはり利用者さんは集まっておしゃべりをしたり、お手玉をしたりなど、単にふだんの生活の場にとどまっているところが多く、実際、機能回復訓練に力を入れている事業所というのは県内のデイサービス事業所約五百事業所のうち、約三割にとどまっているようであります。

デイサービス事業は、確かに心身機能の維持向上、活動の維持向上だけでなく、家にとじこもりがちな被介護者の社会参加促進であるとか、認知症高齢者や要介護度が重度な方への対応であるとか、在宅で介護をされる御家族の身体的及び精神的負担の軽減といった多岐にわたる役割があることは私も十分承知いたしております。

しかし、利用者さんをもとの健康な日常生活に戻したい。そして、そのためには利用者の身体的機能の回復を支援することこそ、デイサービス事業のあるべき姿であるという理念こそが、本県が掲げる「さがゴールプラン21」の理念、つまり、「すべての高齢者が、住み慣れた地域で、安心して生活でき、元気に活躍する、明るく豊かな地域共生社会の実現」を目指すという理念にも合致する考え方であると思います。

そういう意味では、身体機能の回復訓練に力を置くデイサービスが佐賀県のスタンダードになっていくべきであるとの思いから、次の点についてお伺いします。

機能回復訓練強化に関する各事業所への働きかけについてということです。

今回、視察したデイサービス事業所のような機能回復訓練を県内のデイサービス事業所が積極的に取り組むよう働きかけていくことが何より重要だと思うが、どうかということ。

二つ目、機能回復訓練強化へのインセンティブについてであります。

デイサービス事業所の自発的な取り組みを進めるためには、彼らのモチベーションを上げるため、

何かしらのインセンティブが必要です。そのためには現在の制度の一部を変更すべく、国に対して提案する必要があると思うけれども、健康福祉部長にその御所見をお伺いいたします。

本日、問いの最後になります、九州新幹線西九州ルートについてということであります。

私が、この九州新幹線西九州ルートの問題に続けて言及するのにはわけもあります。それは、この議論と知事の政治姿勢に一つの歯がゆさやもどかしさを感じているからであります。

新幹線を推進するにせよ反対するにせよ、今のままでは立ち位置さえ決められぬもどかしさが、正直私にもあります。恐らくここにおられる皆さんもひとしく、そういう意味では同様なのではないのでしょうか。

さきの議会で述べましたとおり、佐賀県の現在の輸送の体制が、まず、道路によって全国の高速道路網にアクセスできているということが、本県の物流産業を大きく支えているということでありま

す。次に、空路の開発によって、東京を初めとした関東近県へのアクセスを容易にして、今では成田を通じて世界へ、直行便の運航開始によってアジア各都市に行ける時代。そして、インバウンドの隆盛によって、本県もよそ並み以上に国際化が図られているということ。

また、航路の整備によって中国との貿易が大変盛んになり、本県の経済活動に大いに貢献しているということ。

そして、最後のこの鉄路が、新幹線のフル規格化を通じて、全国の新幹線網にアクセスが可能になることによって、まだ見ぬ関西方面との交流が本県にどのようなよい影響があるかに期待もしているし、遠い将来の本県の姿を考えたとき、まだ見ぬ子供たちへの贈り物、次世代への投資としての必要を感じているからにほかなりません。

そして、これら大型投資を行う際は、特に井本県政における空港の設置のときなどは端的にそうだったんですけれども、大きな飛躍のためには、大きなリスクと多大なる努力を強いられるものだというのであります。

しかしそれでも、どんなに欲しくても高ければ買えません。無理して買ってほかのものが買えなくなるのでは本末転倒であります。また、安易に買って多くを失うわけにもいきませんし、また、騙されて買うわけには絶対まいりません。そして、義理買いにも限界はあります。

そこで私が知りたいのは、この新幹線なる代物は、実際、本当のところは掛け値なしで幾らするのか、支払は何年で払うのか、並行在来線は適切に運行されていくものなのか、JRが運行してくれるのか、そもそも勧めてくる者たちは本当に信頼できる人々であるのか。そして、この投資は未来の佐賀県に空港みたいにきっと生きてくるのかということ、現実的で信頼のおける言葉を、何も耳ざわりのいい言葉じゃなくて結構であります。確かな情報に基づいて判断したいということでもあります。

ところが、近年の鉄路をめぐる議論の状況は、もう最悪であります。公正が基本である政府及び公党たる自民党、または隣県、何より当事者たるJRの対応が、私に言わせれば、拙劣を極めていていると思います。

国が開発するし、できると言ったフリーゲージトレインは、実際にはできなかつたし、そもそもJRが開発されてもこれは高いので買わないと言い出し、大きな期待だった関西方面への乗り入れも無理だと言われ、関係者の合意によって、対面乗り換えに決まった途端、フル規格の話が当のプロジェクトチームの議論の俎上に上がり、得た結論に対して、きちんとした説明がないと、今回の議会で知事が言われる。

今では、長崎がさきの知事との合意をほごにしかけ、JRは武雄温泉―長崎間の収支改善効果という実利を得たにもかかわらず、利用者の利便性も省みず、ディーゼル車両で肥前山口駅までしか行きませんと言う。これでは、まず売り手の信頼性というか、進める側の信頼性に全く疑問を持つというのも当たり前の話であります。私もしんからそのように思います。

そういう意味では、西九州ルートの今後の整備のあり方について、これまで知事が当事者の一人として、多額の資金を要し、本県の将来に大きく影響を来すのですから、新鳥栖―武雄温泉間についてフル規格が前提の議論には応じられないという姿勢はよく理解できます。

しかし、その主張の一点張りで、政府及び関係者との議論を避けていても、避け切れるものではあ

りません。何より政府や党は、私たちの暮らしの正面に座り、多大なよい影響を及ぼしてくれていて、本当に期待もし、頼りにしている存在なのです。何やかんや言っても厄介な隣人とは、どうしてもおつき合いを避けては通れません。JRは厳然として、県民の足として多くの人々がさらなる利便性の向上を求めながら利用しているのも事実であります。いつまでもいつまでもこの四者から、そしてこの議論から遠ざかっておくにはいかないではないでしょうか。

しかし今議会では、五つの方式を対象とした協議であれば参加することにやぶさかではありませんとの知事の発言がありました。私はそれでいいと思います。何と言ってもこの交渉のキャスティングボードを握っているのは本県なのでありますから。ただ、始めなければ終わりはありません。

今期の議会でも、多くの方々がこの問題に言及されて議論になりましたが、結局は本県はこの四者協議と直接アクセスしておりませんから、ほぼ全てが憶測や仮定での物言いにならざるを得ませんし、知事のこの新幹線問題に取り組む姿勢の問題という議論を超えられません。結果、どうしても内向きの議論にならざるを得ない状況が続いてまいりました。

ただ、本日の新聞では、国土交通省もフルを前提としない協議に前向きであるとの報道がなされており、まさに、現在の状況を大きく変えていく環境が整ってきたと感じています。今まさに議論が混迷し、低迷をしている状況なればこそ、この機を捉え、私は正式な案内があれば、正面から堂々とこれに参加し、議論をし、交渉を推し進めていくべきと考えています。

私どもも、政府や他県と同様、県民の血税で仕事をしている以上、費用以上の効果が得られなければ了承はできませんし、相手からの回答がこちらの条件と折り合わなければ、または相手の条件をどうしても受け入れられなければ、やはり丁重にお断りするほかないし、お互いの条件がしっかりと折り合いがつけば、またよい妥協点が見つければ、大いに推進すればいい、そういうことなんだと私は思っています。

去る十月二十八日に、知事は赤羽国土交通大臣と面談をしたと聞いております。四者協議に入る前に、お互いの信頼関係を築く上では、政治家同士が一对一で率直に話し合われたことは、本県にとりましても大変有意義なことだったと思います。

今朝の新聞報道によれば、赤羽国土交通大臣と近々面談を予定されているやの情報もありますが、この際、この会談においては、政治家個人としてではなく、組織を代表する者同士として正式にお会いになり、より確かな情報を提示するように求め、譲れない条件や県民の利益になることについてはしっかりと主張され、それにより得られた確かな情報を持って、関係者、何より県議会との議論の熟度を上げていってほしいと願うばかりであります。

知事は、赤羽国土交通大臣や関係者との協議について、今後どのように対応していくおつもりなのか、知事の御所見をお伺いいたします。

以上五問、質問させていただきました。明確な答弁を期待しながら、一回目の質問を終わらせていただきます。（拍手）

◎藤木卓一郎君

登壇＝それでは、再質問をさせていただきます。

三点についてお伺いいたします。

まず、土地利用型農業ということについてであります。佐賀県には平野部における農地四万六千ヘクタールがあって、恐らく僕の記憶では三百の集落営農組織体があるというふうに記憶をいたしております。これが未来にわたって、集落営農組織の発展、その生成の過程において、集落営農組織だけで四万六千ヘクタールの土地をしっかりと守っていけるかどうかということに対して私は不安を感じていて、今まではこの四万六千ヘクタールのこの農地を維持するに当たって集落営農組織、そしてもう一つの認定農業者、つまり、専業中核農家の人たちとの二本立てで営農を行うことによって四万六千ヘクタールを守っていこうという作戦でありました。

僕自身、当時は農業議連の副会長でしたけれども、直接、大臣及び事務次官、農村振興局長、生産局長らと、担当の局長、課長と正面からこのことについて議論したこともあります。議連はこの要件緩和について何度もチャレンジをしました。結果的に、随分さまざまな要件は緩和されました。しか

し、麦で三十ヘクタール、水稻だと六十ヘクタールの耕作要件というものがあって、そんなことは現実的にその要件を突破できる営農者は佐賀県には単独ではないわけでありです。結局は誰かとチームを組んでということになって、それをもやももんでできるものではないということは先ほど申し上げたとおりです。

その必要性を農林水産部長は理解している。でありながらにして、これだけ多年にわたって産地パワーアップ事業の要件緩和について、議会、県挙げて、要望、陳情活動に取り組み続けてきて、その成果が上がらない今、待ったなしのこの状況の中で、またその回答が、国に対して要件緩和を働きかけてまいりますという回答で本当に将来を見通せるのかと。国がいかんということであるならば、昔に戻って、本県独自で、僕は福岡県や香川県の平野の話をしているわけではない。本県の平野の美しい水田農業をどう維持していくのかという話をしている。国がこのことについて取り扱えないということであるならば、本県の施策として、改めてこの事業を再開していくということは施策の方向性として何ら間違っていることではないと思います。集落営農組織だけで、集落営農組織に対する投資だけでこれが成り立っていくのかいかなのか、そういうことをひっくるめて、もう一回知事に対してお考えをお伺いしたいと思っています。

もう一つは新幹線の話です。僕の議論は、あくまでも赤羽大臣と会うに当たってどのような姿勢でという話をしたんですけども、知事は長崎県、もしくは長崎県知事に対する強力な不満を述べられましたし、そんなことはもしかしたら長崎県議会でも、とある質疑で佐賀県知事に対して強力に、佐賀県知事のことを長崎県議会の中でも話されているかもしれない。しかし、そこは我々に語られても、そういうことをひっくるめてこの協議の場で堂々と持論を述べて、間違いをきちんと指摘していく。そして、例えば、この新幹線制度にのっかっていけば、多額の負債を次世代、次々世代に残すことになるんじゃないかという等の意見もありましたが、本当にそうなるかどうか私たちが議会の知りたいところなんでありです。

例えば、貸付料の話をされました。貸付料が八十六億円で二千五百八十億円でしたっけ、それは開業する直前にというような話であります。確かに今の既存のルールではそうです。しかし、それでは我々としてはのむことはできません。未来に対する投資として余りにも不安定だからです。そういうことをひっくるめてそういう状況ではのれませんよと。我々としてはこの六百六十億円を前後とする金額において確定的な数字を与えていただかなければと、そういうことをひっくるめて協議の場でしっかりと交渉をしていただく姿を私は望んでいると言っているにすぎません。

あともう一つ、ネットワーク、アクセスのこと、全部は聞き取れませんでした。ネットワークとアクセスの話で新鳥栖駅でそうだという話でした。ある面そのように思いますね。ところが、ハブ空港というのが考え方としてあります。韓国の仁川なんかはまさしくそうかもしれません。佐賀空港を開発して東京まで飛ばない。しかし、大阪空港まで行ったら東京まで行けますよというふうになったときに、我々は佐賀空港を使うかという、そういうわけではありません。やっぱり直で行ける。佐賀駅でこれに乗ったら岡山に行く。佐賀駅でここに乗ったら福岡にも行ける、広島にも行く、大阪にも行く、そこでもう一回乗りかえたらあの京都が目の前というようなそういう社会状況をつくり出すことが佐賀県にとって、未来の佐賀県にとってそれが費用対効果としてどうなのかということを実事として条件闘争、条件はしないというんじゃないくて、条件の中で折り合いがつけられれば進むべきだし、折り合いがつかなければ進めることはできないといった話であります。

そこで問いとして思うのは、僕がイメージしているというか、僕は勝手に僕らがと言っていいと思うんだけど、四者協議、つまり協議ということなんだけれども、その協議というものに対するイメージが、知事の立場から言わせれば、まず既存のルールがあって、何か既存のルールというか、協議にはルールというか、確定した何かあり方みたいなものがあって、そこに参加すると、多勢に無勢で押し流されて行って、のまされて、結論だけ持ち帰って、済みません、こういうことでしたみたいな、何か四者協議というものに対してどんなイメージを知事が持ってらっしゃるのかということがよくわからない。その四者協議というものについて、もっとフラットに考えていいんじゃないかと私は思っているんですけども、大体協議の内容がどんなものかもわからないし、協議のルールがどういうものか、私も知りませんが、知事はこの四者協議というものに対してどのようなイメージを



持っておられるのかということについてお伺いします。

本当はたばこの話もしたかったんですが、もう質問残時間が二分ということになりましたので、たばこのこと、喫煙のことについてはまた別の機会にしっかりと議論させていただきたいと思います。

以上二点、よろしく願いいたします。

Copyright © Saga Prefectural Assembly Minutes, All rights reserved.